

令和6年度 第1回 東京都台東区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和6年8月30日 午後1時15分から
開催場所	台東区役所 10階 1003会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>① 学識経験者 (東京経済大学) ※会長</p> <p>② 学識経験者 (東京都社会保険労務士会) ※職務代理者</p> <p>③ 労働者団体代表(全建総連東京都連台東地区協議会東京土建一般労働組合台東支部)</p> <p>④ 労働者団体代表(連合東京東部ブロック地域協議会台東地区協議会)</p> <p>⑤ 事業者団体代表(台東建設防災協力会)</p> <p>⑥ 事業者団体代表(台東土木防災協力会)</p> <p>【事務局】</p> <p>総務部長、経理課長、経理課職員3名</p>
会議の公開	公開(傍聴可)
傍聴者	1名
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 審議会委員の委嘱</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 審議会会長及び職務代理者の選出</p> <p>5 台東区長から東京都台東区公契約審議会への諮問について</p> <p>6 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区を取り巻く地域経済事情について</li> <li>・工事又は製造の請負契約の労働報酬下限額について</li> <li>・委託の労働報酬下限額について</li> <li>・労働環境確認報告書(案)について</li> </ul> <p>7 閉 会</p>
事前送付資料	<p>1 次第</p> <p>2 東京都台東区公契約審議会委員名簿</p> <p>3 資料1「労働報酬下限額を定めている特別区の金額及び割合一覧」</p> <p>4 資料2「工事の労働報酬下限額一覧」</p> <p>5 資料3「未熟練工(見習・手元・年金等の受給のために賃金を調整しているもの)の割合比較」</p> <p>6 資料4「労働環境確認報告書」</p> <p>7 東京都台東区公契約条例</p> <p>8 東京都台東区公契約条例施行規則</p>
当日資料	委員持込資料
諮問	令和7年度における東京都台東区公契約条例第8条第1項に規定する労働報酬下限額について

議題	台東区を取り巻く地域経済事情について
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上野浅草を有する台東区は都内でも宿泊・飲食といった観光関連の従事者が多く、稼働率も高い。今後は人手不足が更に顕著になり、賃金も海外の水準に近づいていくのでは。今回の審議の中で、適正な労働報酬下限額というものを、考えていかなければならないと思っている。(②委員)</li> <li>・台東区は生活保護受給率が高い。建設業が不安定な収入と雇用のままでは、そこから生活保護受給に繋がってしまう懸念がある。また、固定費(家賃等)が高いことから、建設業従事者の台東区居住率が下がっているデータもある。今回の公契約条例によって、底上げが図れれば、必然的に生活保護から抜け出す第一歩にも繋がっていくし、台東区は税収が増えていく。そうした意味で、この審議会の中で、特に報酬下限額を決めていくことは大事な作業と思っている。(③委員)</li> <li>・先ず、雇用の問題として、公契約条例で対象となる特定労働者の職種は人手不足が顕著であることはハローワーク上野の資料から読み取れる。今後、人手不足というのは、より深刻化していくのではないかと考えている。2つ目に賃金の関係として、賃金は上昇傾向にあるが、今後も物価上昇が見込まれるということであれば、賃金も上昇し続けていくと考えられる。民間賃金に関して言うと、2024年の賃上げ率は概ね5%程度と言われており、2025年度の賃上げは、2024年度より0.4ポイント程度低い数値で4.5%ではないかと予想されている。(④委員)</li> <li>・建設業を営んでいるが、一番痛感することが、職員の高齢化。それと同時に、後継者不足、人手不足というのがあり、三重苦。さらに資材高騰というものが覆いかぶさり、建設業界としてはかなりきつい状態。リクルート活動に苦勞しており、東北や九州など、地方の若手を呼び込んでいる。(⑤委員)</li> <li>・良いまちづくりというのは、そこに住んでいる住民と発注者である区と受注者が三位一体とならないといいものはできないと常日頃思っており、それができる人間を現場に配置することを信念としてやっている。そういう信念を持って施工するためにも、先ず労働者の確保が課題。(⑥委員)</li> <li>・他の官公庁の入札状況を見ても、特にこの1年は今までと違い技術関係者が配置できないことを理由とした入札不調が多い。台東区でも、同じようなレベルのことが起きていることを、非常に痛感した。(①委員)</li> </ul>
議題	工事又は製造の請負契約の労働報酬下限額について
	<p>事務局より、資料1, 2, 3について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熟練工については、条例を制定した初年度ということもあり、他区の考え方や割合に倣い(設計労務単価の)90%という数字でいいと思う。次年度以降に向けては、ここに張り付かず、柔軟に検討していければと考える。(③委員)</li> <li>・未熟練工についても、初年度に関してはということで概ね賛成であるが、未熟練工の考え方は次年度以降の検討課題と思う。他の自治体の審議会の中でも議論されているが、未熟練工は、軽作業員の設計労務単価に基づいて算定している自治体が多い。それぞれの職種に基づく割合にすることを今後は検討していただきたい。(③委員)</li> </ul>

議題	委託の労働報酬下限額について
	<p>事務局より、資料1について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区を含む地域の労働市場において条例対象職種の労働者を確保でき、かつ、条例第一条の目的である区民福祉の増進、工事・サービスの品質を確保できる金額になるかと思う。また、地域経済の活性化、賃金相場の引き上げと同時に、地域事業者が利潤を得る必要があるし、人材の確保についてもめどを立てること、そういったことに効果がある金額というのが必要と考える。(④委員)</li> <li>・勘案事項として、東京都の最低賃金や台東区の会計年度任用職員給与以外に、条文の「その他の事情」が非常に重要であり、民間の賃金も考慮すべき。会計年度任用職員の給与ばかりに引っ張られると、民間賃金と乖離して、低い金額となってしまう目的の効果というものが十分に表れない恐れがある。(④委員)</li> <li>・ハローワークの職種別の賃金統計などを用いる計算式を検討すべき。少なくとも民間での水準は満たした方が良く、出来れば少し上回っておきたい。(②委員)</li> </ul> <p>→次回の審議会に向けて、今回いただいたご意見を踏まえながら、研究をさせていただきます。(事務局)</p>
議題	労働環境確認報告書(案)について
	<p>事務局より、資料4について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書の添付書類として、36協定・賃金台帳・出勤簿等の写しなどを何人分か抽出して提出させて報告書の信用性を高めるのはどうか。(②委員)</li> <li>・受注者は限られた時間と人手の中で報告書を作成するので、負担の少ない形になるようにご勘案いただきたい。(⑤委員)</li> <li>・チェックシート方式でも構わないが、労働報酬下限額を下回った際、労働者が申し立てをできる仕組み、またその際に不利益な取り扱いがされないことを周知する必要がある。また、次年度以降の話になるが、条例の効果検証を兼ねた労働者向けのアンケートを実施されてはいかがだろうか。(④委員)</li> <li>・報告書は実効性を確保するためにも重要なものである一方、受注者にとっては書類の作成が負担になる。報告項目や添付書類の必要性の有無については継続して検討が必要である。周知方法等については、現時点で事務局から何かあるか。(①委員)</li> </ul> <p>→労働者への周知については、一案として名刺サイズの QR コードのついたカードの作成を検討している。不利益の際の取り扱いや、実際に賃金が支払われなかった場合の申出先等も含めて読み取れるカードを、元請に渡し、元請から下請けで働いている事業者の方たちにも配布してもらう。それ以外の周知方法や検証方法については検討していく。(事務局)</p>